

入 札 公 告

南飛驒健康増進センター「体験・展示施設等」における低圧電力需給契約 に関する一般競争入札公告

南飛驒健康増進センター内「体験・展示施設等」における低圧電力需給契約について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

令和 7 年 2 月 3 日

岐阜県知事 古田 肇

本調達は、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要です。）で行う案件です。
なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

1 一般競争入札に付する事項

（１）購入物品及び数量

南飛驒健康増進センター内

「体験・展示施設等」全 1 4 箇所における電力（低圧電力）需給契約

（予定数量） ・ 従量契約の施設 1 3 箇所 2 4, 6 0 0 kWh

・ 定額契約の公衆街路灯 1 箇所

（２）購入物品の特質等

入札説明書による。

（３）供給期間

令和 7 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分まで

（４）供給場所

岐阜県下呂市萩原町四美 1 5 5 7 - 3

南飛驒健康増進センター内「体験・展示施設等」全 1 4 箇所

2 入札参加者の資格に関する事項

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

（３）岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

（４）岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（５）一般送配電事業者又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条の 2 の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

（６）本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。

- (7) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒509-2502 岐阜県下呂市萩原町四美 1 5 5 7 - 3
南飛騨健康増進センター
(岐阜県 健康福祉部 保健医療課 下呂市駐在)
電話 0 5 7 6 - 5 5 - 0 0 1 0

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

- ア 交付期間 令和7年2月3日(月)から令和7年2月13日(木)までの毎日
{南飛騨健康増進センターの休館日(火・水曜日)を除く。}
午前8時30分から午後5時まで
- イ 交付場所 岐阜県電子調達システム(入札情報公開システム)に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

- ア 入札参加希望者は、下記期限までに岐阜県電子調達システムにより競争入札参加資格確認申請をしなければならない。
紙入札で参加する場合は、別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、競争入札参加資格確認申請書には、入札説明書で示すところにより、2の競争入札参加資格を証する書類を添付しなければならない。
- イ 提出期限 令和7年2月21日(金)午後5時
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年2月27日(木)までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

- 入札者は、入札期日までにおいて、次の場合のいずれかに該当することとなったときは入札者の資格を失うものとする。
- ア 入札者について、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。
- ウ その他本件物品供給に着手し、又は本件物品供給を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

- ア 日 時 令和7年3月7日(金) 午後2時00分
(入札を電子手続で行う場合には、令和7年3月6日(木)午後5時までに岐阜県電子調達システムにより入札書を提出すること。
入札を郵便又は信書便で行う場合には、令和7年3月6日(木)午後5時までに3の(1)に必着のこと。)
- イ 場 所 岐阜県下呂市萩原町四美 1 5 5 7 - 3
南飛騨健康増進センター内「健康学習センター」地下1階 小会議室

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、岐阜県電子調達システムにて行うものとする。ただし3の(1)の承諾を得た場合に限り、紙による入札を認める。

紙による入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、入札は、本県が示す予定使用電力量と入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書及び入札金額算定書に記載された金額(以下「入札書等記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低の入札書等記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵便による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(5) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(6) 詳細は、入札説明書による。